

令和4年第4回市会定例会 議案提出一覧

I	一般議案	1件	
1	条例の一部改正	1件	横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正
II	予算議案	1件	
1	補正予算	1件	令和4年度横浜市一般会計補正予算（第5号）
	合計	2件	

令和4年11月22日発送

令和4年11月29日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	藤岡謙二	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	飯島龍	Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 条例の一部改正(1件)	
市第 56 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する 条例等の一部改正	人事委員会勧告を尊重し、給与改定を実施する 等 (施行日) 公布の日 等 ※2～3頁参照

市第 56 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

<改正理由及び概要>

本年 10 月 12 日、本市人事委員会から勧告を受けました。主な勧告内容は次のとおりです。

- ・本市職員給与と民間給与との較差 866 円 (0.22%) を埋めるため、初任給、若年層の給料表水準の引上げを行うこと（初任給は大学卒 5,000 円、高校卒及び短大卒は 6,000 円程度引上げ、その他若年層を中心に引上げ）。
- ・民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当について、0.1 月分の引上げを行うこと。

人事委員会勧告の趣旨を尊重し、本市職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、次のとおり提案します。

1 改正内容

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条）

ア 行政職員給料表等の 5 つの給料表について、公民較差を踏まえ、給料月額を引き上げます。

イ 医療職員給料表において、定年前再任用短時間勤務職員の基本給料月額を定めます。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年前再任用短時間勤務職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

(2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 2 条）

特定任期付職員の給料表について、給料月額を引き上げます。

(3) 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 3 条）

会計年度任用職員に支給する期末手当について、0.1 月引き上げます。

また、令和 4 年度は 6 月期と 12 月期で支給割合が異なりますが、令和 5 年度から、6 月期及び 12 月期を均等となるように配分します。

	支給月	支給月数	合計
令和 4 年度	6 月期	1.225 (支給済)	2.55 (現行 2.45)
	12 月期	1.325 (現行 1.225)	
令和 5 年度	6 月期	1.275 (現行 1.225)	2.55 (現行 2.45)
	12 月期	1.275 (現行 1.225)	

(4) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第 4 条）

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、勤勉手当を 0.1 月（再任用職員は 0.05 月）引き上げます。

また、令和 4 年度は 6 月期と 12 月期で支給割合が異なりますが、令和 5 年度から、6 月期及び 12 月期を均等となるように配分します。

				期末手当	勤勉手当	合計
4年度	再任用 以外	一般職員	6月期	1.225	0.925	4.4 (現行 4.3)
			12月期	1.225	1.025 (現行 0.925)	
		管理職員	6月期	1.025	1.125	4.4 (現行 4.3)
			12月期	1.025	1.225 (現行 1.125)	
	再任用	一般職員	6月期	0.675	0.475	2.35 (現行 2.3)
			12月期	0.675	0.525 (現行 0.475)	
		管理職員	6月期	0.575	0.575	2.35 (現行 2.3)
			12月期	0.575	0.625 (現行 0.575)	
特別職		6月期	2.15		4.4 (現行 4.3)	
		12月期	2.25 (現行 2.15)			
5年度	再任用 以外	一般職員	6月期	1.225	0.975 (現行 0.925)	4.4
			12月期	1.225	0.975 (現行 0.925)	
		管理職員	6月期	1.025	1.175 (現行 1.125)	4.4
			12月期	1.025	1.175 (現行 1.125)	
	再任用	一般職員	6月期	0.675	0.5 (現行 0.475)	2.35
			12月期	0.675	0.5 (現行 0.475)	
		管理職員	6月期	0.575	0.6 (現行 0.575)	2.35
			12月期	0.575	0.6 (現行 0.575)	
特別職		6月期	2.20 (現行 2.15)		4.4	
		12月期	2.20 (現行 2.15)			

2 施行期日及び適用（附則第1項及び第2項）

・公布の日

※ (1)ア及び(2)（給料表）は令和4年4月1日に遡り適用、(1)イ（医療職員給料表）は令和5年4月1日施行

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(1件)	
市第57号議案 令和4年度横浜市一般会計補正 予算(第5号)	歳入歳出予算補正 補正額 3,500,000 千円

令和4年度 11 月補正予算案の概要

11 月補正予算案では、原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者を早期に支援するため、レシートを活用した市民・事業者支援事業に必要な歳入歳出補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計 1 事業 3,500 百万円

1. 一般会計歳入歳出予算補正

ア レシートを活用した市民・事業者支援事業 3,500 百万円〔一般財源〕

原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者を支援するため、レシートを活用した市民・事業者支援事業（通称：レシ活VALUE）を追加実施します。併せて、8月より実施していたレシ活VALUEの郵送申請にかかる事業費を追加します。

◆実施概要

①レシ活VALUEの追加実施

- ・実施内容：スマートフォンアプリを活用して、飲食店・ガソリンを除く市内事業者で発行されたレシートの利用金額に応じたポイント還元やキャッシュバックなどを行うキャンペーンを実施
- ・対象店舗：印字レシート（店名・住所の記載されているもの）を発行できる市内事業者（飲食店・ガソリンを除く）
- ・ポイント還元等の概要：還元額…レシート記載の利用金額の20%
上限額…1人当たり12,000円（利用金額としては6万円）
レシート1枚当たり還元上限額400円
（利用金額としては2,000円）
事業効果額…150億円
- ・対象者：市内居住者
- ・受託事業者決定：令和4年12月
- ・キャンペーンの実施期間：令和5年1月1日から開始 ※予算がなくなり次第終了

②レシ活VALUEの郵送受付分の増額

- ・実施内容：スマートフォンを持っていない方を主な対象者として、飲食店を除く市内事業者で発行されたレシートを郵送で受付し、銀行口座への還元を行う。
 - ・対象店舗：印字レシート（店名・住所の記載されているもの）を発行できる飲食店を除く市内事業者
 - ・対象となるレシート：令和4年8月26日10時～令和4年12月31日
 - ・郵送受付期間：令和4年11月1日～令和5年1月7日 ※郵送は1度のみ
 - ・還元時期：令和5年3月中旬予定
 - ・還元等の概要：還元額…レシート記載の利用金額の20%
還元上限額…1人当たり3万円（利用金額としては15万円）
レシート1枚当たり上限額600円（食料品・その他）
レシート1枚当たり上限額1,000円（ガソリン）
- ※申請額の合計が予算総額を上回った場合は予算額を参加者の還元総額で案分

	補正前	補正後
事業費（郵送分）	7億5000万円	9億5000万円

◆補正内容

物価高騰等の影響を受ける市民及び市内事業者の支援にかかる事業費を補正

2. 11月補正で活用する一般財源

(1) 一般財源 3,500 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、3,500 百万円です。

これについては、コロナ禍に伴うエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の支援に資する事業に充当可能な新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（活用可能額：4,966 百万円）を活用します。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況 (単位：百万円)

	交付上限額	執行見込額	差引
地方単独・国庫補助事業分 原油価格・物価高騰対応分	21,324	21,324	0
重点交付金分	4,966	3,500	1,466
合計	26,290	24,824	1,466

<参考：歳入歳出予算補正総括表>

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
経済	レシートを活用した市民・事業者支援事業	3,500	0	0	0	0	3,500
合計		3,500	0	0	0	0	3,500

	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
補正前現計予算	2,055,598	456,339	103,537	276,186	94,756	1,124,779
11月補正案	3,500	0	0	0	0	3,500
現計予算	2,059,098	456,339	103,537	276,186	94,756	1,128,279